

麻酔・重症系システム更新
公募型プロポーザル応募説明書

令和6年12月12日

独立行政法人 那覇市立病院

はじめに

本プロポーザルは、麻酔・重症系システム更新について、優先交渉権者を決定し、導入していくものである。

第 1 章 本書の位置づけ

1-1 本書の位置づけ

本公募型プロポーザル応募説明書（以下、「プロポーザル説明書」という。）は、麻酔・重症系システム更新を実施するにあたり、参加資格や企画提案書に係る審査・評価方法等の諸条件のほか、手続き等について応募者に公表するものである。

提出書類等の作成に当たっては、精読の上、遺漏の無いように努めること

第 2 章 事業概要

2-1 事業内容

(1) 事業名

麻酔・重症系システム更新

(2) 場所

沖縄県那覇市古島二丁目31番地1

(3) 事業期間

システム整備期日 令和7年9月30日（火）

(4) 事業の目的

事業は、地方独立行政法人那覇市立病院（以下、「法人」という。）が実施する麻酔・重症系システムの整備となる。麻酔・重症系システム更新事業（以下、「本事業」という。）を導入する。那覇市立病院（以下 現病院）で稼働中の麻酔・重症系システムは稼働から5年以上が経過しており、さらなる安定的・効率的な稼働を実現するため、必要部分の見直しを行い、将来を見越した拡張性のある麻酔・重症系システムの構築を目的とする。また、令和7年10月に稼働予定の那覇市立新病院（以下 新病院）でのシステム稼働を視野に入れることにより、長期的な計画を立て安全な稼働を目指すものとする。

(5) 事業の内容

別紙「選定仕様書」のとおり。

(6) 関係法令等の遵守

本事業を実施するにあたり、設計、設置及び維持管理・運営の企画提案内容は、選定仕様書に示す関連法令、条例及び要綱等を遵守すること。

(7) リスク分担

原則として、事業に伴い発生するリスクについては事業者が負うものとする。ただし、法人が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、法人が責任を負うものとする。

事業者と法人のリスク分担については、別紙3のとおりとする。

第 3 章 プロポーザル参加に関する条件等

3-1 プロポーザル参加資格

応募者は、次に掲げるすべてを満たすものとする。

- (1) 公告の日から受託候補者の選定日までの間において、営業停止処分又は国及び地方自治体の競争参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (2) 公租公課を滞納していない者であること。
- (3) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること（ただし、各保険への加入義務の適用を受けないものは除く）。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定に

よる破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者又は手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。また、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 次のアからカまでに該当する事実があったと認められた後、2年を経過していること。

ア 契約の履行に当り、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 上記アからオまでに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当り代理人、支配人若しくはその他の使用人として使用した者

(6) 参加の制限

次のいずれかに該当する者は、参加資格を満たしているものであっても、本プロポーザルに参加できない。

ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体をいう。)である者

(7) 沖縄本島内の300床以上の病院で麻酔・重症系システムの導入実績がある者

第4章 スケジュール

4-1 プロポーザル審査及び契約締結に係るスケジュール

公告から事業契約締結までは、次のスケジュールにより行う予定である。

表 4 - 1

内 容		日 付
1	公告	令和6年12月12日 (木)
2	参加資格確認申請に関する質問提出期限	令和6年12月18日 (水)
3	参加資格確認申請に関する質問への回答	令和6年12月19日 (木)
4	参加資格確認申請書の提出期限	令和6年12月23日 (月)
5	参加資格確認結果の通知	令和6年12月25日 (水)
6	企画提案書に関する質問の提出期限	令和7年01月07日 (火)
7	企画提案書に関する質問への回答	令和7年01月08日 (水)
8	企画提案書の提出期限	令和7年01月10日 (金)
9	ヒアリング及び質疑	令和7年01月16日 (木)
10	選定提案見積書及び保守見積書の提出期限	令和7年01月20日 (月)
11	受託候補者の選定及び通知	令和7年01月31日 (金)

4-2 応募にあたっての留意事項

(1) 応募説明書等の承諾

応募者は、プロポーザル説明書等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

(2) 公正な応募の確保

応募者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(3) 応募の辞退

公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出以降において、応募を辞退する場合、応募者（共同事業体の場合は代表企業）は、企画提案書の提出期限までに、参加辞退届書（様式第3号）を後記7-1に掲げる事業担当部署へ提出すること。

また、応募者が当該提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 提出書類の取扱い

ア 秘密保持

法人は、企画提案書等の内容は、参加資格の確認及び企画提案内容の評価目的として使用する以外に応募者に無断で使用することはしない。また、その内容は、提案概要書を除き、他者に知られることのないように取り扱う。ただし、受託候補者の企画提案については、採用した理由の説明を求められた場合に、他者に比べ優位な点を公表することがある。また、開示請求があった場合は、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除き開示請求者に開示する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっているシステム、維持管理・運営方法等を使用したことに起因する責任は、企画提案を行った応募者が負う。

ウ 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

エ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、提出書類における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(5) 法人の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む）は、法人が提供する資料を、本事業の応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。第三者への提供及び電子データの複製は一切禁止する。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募を無効とする。

ア 前記第4章に定める要件を欠くに至った者が行った応募

イ 指定の日時、指定の場所に必要書類を提出しなかった応募

ウ 記名押印のない書類による応募

エ 同一応募者のした2つ以上の応募

オ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書に記載された応募者の、代表企業以外の者が行った応募

カ 企画提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合の応募

キ 選定仕様書の条件に違反した企画提案書での応募

ク 誤字、脱字、白紙等により意思表示が不明確な応募

ケ 上記アからクに掲げるものの他、応募に関する条件に違反した応募

(7) 応募の中止

天災地変等やむを得ない理由により公募の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

応募者の談合を疑い、不正不穏行動等により公募を公正に執行できないと認められるときは、公募の執行を延期し、又は取りやめることがある。

なお、当該取りやめ等の場合において、書類作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、全て応募者の負担とする。

第 5 章 審査方法等

5-1 審査委員会の設置

本事業を行うにあたり、応募者の企画提案書を受託候補者選定基準に基づき審査し、受託候補者を選定するため麻酔・重症系システム更新事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

5-2 受託候補者の選定方法

応募者がプロポーザル説明書等に規定する参加資格を有しており、かつ、企画提案書の提案内容が、技術的観点から法人が定める選定仕様等を満足する応募者の中から審査委員会にて受託者選定基準に基づき審査を行い、受託候補者を選定する。

5-3 ヒアリングの実施

企画提案書に関するヒアリングを令和7年1月16日（木）に実施する。ヒアリングは、応募者によるプレゼンテーション及び委員会の委員からの質疑の形態とする。また、参加資格確認申請書の提出順にヒアリング等を行う。また、プレゼンテーションを行う担当者は本事業に携わる構成員で行うものとする。

5-4 受託候補者選定基準

受託候補者選定基準（プロポーザル説明書別紙2）で示す評価基準に基づき、公平かつ客観的に審査及び評価を行う。

5-5 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する。

5-6 審査結果の公表

基本協定の締結後、優先交渉権者及び次点者の審査結果（順位、点数を含む）及び提案概要を法人のホームページにおいて公表する。

第 6 章 受託候補者選定後の手続き

6-1 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に選定された者は、本事業の優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を優先交渉権者とする。

6-2 契約の流れ

優先交渉権者と協議を行い、基本協定を締結する。基本協定は優先交渉権者決定後に配布する「基本協定書（案）」を基に決定する。

6-3 事業契約の締結

(1) 事業契約の締結

法人と優先交渉権者は、法人が有する本事業に係る事業契約書（案）に基づき協議を行い、本事業に係る契約書等を作成した上で、改めて見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 事業契約締結にかかる担当部署

後記7-1に掲げる事業担当部署とする。

(3) 事業契約内容

事業契約書において、事業契約を締結する優先交渉権者が遂行すべき業務内容、支払い条件及び損害賠償等を定める。

(4) 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の作成等に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

(5) 契約保証金

事業契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約総額の100の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険を締結して法人に提出したときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、履行保証保険が当初3か年度以上の履行期間（契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む）までをその保険期間とするものでなければならず、その提出の際に、当該履行保証保険の満了日から起算して7日前の日（当日が那覇市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、当日以前において、当日に最も近い同項各号に掲げる日でない日。）までに、残年度の履行期間について、これを保険期間（1年間又は複数年間）とする新たな履行保証保険を締結して提出すること、又は当該7日前の日までに契約額の100分の10以上の契約保証金を納付することの誓約書を提出しなければならない。当該期限までに、新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、契約を解除する場合がある。その後の残年度の履行保証保険についても、同様とする。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、事業契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

6-4 次点交渉権者との協議

- (1) 優先交渉権者と基本協定、基本合意又は事業契約が成立しない場合
法人は、優先交渉権者と基本協定書、基本合意書又は事業契約書の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。
- (2) 各契約の締結までに優先交渉権者が応募資格を欠くに至った場合
第3章で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

第 7 章 その他

7-1 事業担当部署

地方独立行政法人 那覇市立病院

総務企画情報課医療情報グループ

〒902-8511 沖縄県那覇市古島二丁目31番地1

TEL : 098-884-5111 E-mail: mis-manager@nch.naha.okinawa.jp

その他

- (1) 審査委員会の委員に対する不当な働きかけ（挨拶訪問を含む。）は、一切禁止する。
 - (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成、その他本事業への応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
 - (3) 提出された参加資格確認申請書及び企画提案書等、書類は返却しない。
 - (4) 提出された書類は、受託候補者の選定に必要な範囲で複製を作成することがある。
 - (5) 応募者は、法人が採用を決定した企画提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること。また、応募者の責任により企画提案書の提案事項が達成できない場合は、法人と協議の上、同等と認められる方法等で本事業を履行するものとする。
- なお、企画提案書の提案事項を達成する意志が応募者に認められないなど、企画提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。